

# 第1回 安曇野市総合教育会議

日時：平成27年5月27日午前10時～

会場：安曇野市役所本庁舎301会議室

## 【目 次】

- I 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第1条の4に定める「総合教育会議」について
- II 安曇野市総合教育会議運営要綱(案)について
- III 協議事項
  - 1 教育に関する「大綱」について
  - 2 教育に関する懇談
  - 3 その他

## 【資料】

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)  
〈文部科学省〉
- 2 教育方針「安曇野市の教育」(教育基本計画)
- 3 安曇野市組織図
- 4 平成27年度 部局の方針及び重点課題(教育部)

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

### (大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(平二六法七六・追加)

### (総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

(平二六法七六・追加)

## I 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第1条の4に定める「総合教育会議」について

### 1 設置及び設置目的 (法第1条の4)

地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。(法第1条の4)

解説)

- ・地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としている。
- ・総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、総合教育会議自体は執行機関ではない

### 2 協議すべき事項(法第1条の4)

- ① 当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(「大綱」)の策定に関する協議
- ② 次に掲げる事項についての協議、構成員の事務の調整
  - 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

解説)

- ① 大綱の策定(柱書き)
- ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策(第一号)
  - ・学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策
  - ・予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する長と教育委員会が調整することが必要な事項
  - ・幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携
  - ・青少年健全育成と生徒指導の連携
  - ・居所不明の児童生徒への対応
  - ・福祉部局と連携した総合的な放課後対策
  - ・子育て支援のように、長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- ③ 児童、生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置(第二号)

「現に被害が生じ、又は生ずる恐れがあると見込まれるとき」とは

  - ・いじめ問題により児童生徒等の自殺が発生した場合
  - ・通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

「等の緊急の場合」とは

  - ・災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
  - ・災害発生時の避難先での児童生徒の授業を受ける体制や、生活支援体制を緊急に構築する必要

があり、福祉担当部局と連携する場合

・犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずるおそれがある場合

の三つが規定

「調整」とは 教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること

「協議」とは 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること  
・長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議・調整するという趣旨で設置するものではない。

#### ○協議すべきでない事項

採択すべき教科書、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項

### 3 組織構成(第1条の4第2項)

地方公共団体の長・教育委員会

解説)

合議体としての教育委員会が構成員であり、教育長及び全ての教育委員が出席することが基本。

### 4 会議の招集(第1条の4第3項)

地方公共団体の長

解説) 補助機関の職員のみが出席しての開催することは想定していない。

・開催日時・場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表の事務は、長が会議を設け招集していることから、首長部局で行うことが原則。ただし、教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能。

※安曇野市においては、教育委員会に補助執行済

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成18年安曇野市訓令第14号)

(3) 総合教育会議の設置及び大綱の策定に関すること。

### 5 会議の招集を求める場合(第1条の4第4項)

教育委員会は、総合教育委員会の開催を求めることができる。

解説) ・教員定数の確保 ・教材費や学校図書費の充実 ・ICT環境の整備 ・就学援助の充実 ・学校への専門人材や支援員の配置等政策の実現に予算等の権限を有する長との調整が特に必要となる場合。

### 6 関係者からの意見の聴取(第1条の4第5項)

必要があると認めるときは、関係者又は学識を有する者から、意見を聞くことができる。

解説) 必要があると認めるときに、協議すべき事項に応じて意見を聞くもの。

- ・大学教員
- ・コミュニティースクールにおける学校運営協議会の委員
- ・PTA 関係者
- ・地元の企業関係者等

## 7 会議は原則公開(第1条の4第6項)

総合教育会議は、原則公開としつつ、例外的に必要があるときは、非公開とすることができる。

解説) 議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は公開とする。

(非公開とする場合)

- ・いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- ・次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象者の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合が想定

## 8 議事録の作成(第1条の4第7項)

地方公共団体の長は、**総合教育会議の定めるところにより**、その議事録を作成し、これを公表するようにしなければならない。

解説) 議事録の作成とその公表の努力義務について定めたもの

会議を公開する趣旨をより徹底するため、会議を公開するだけでなく、協議の内容を事後的にも確認できるようにするもの。原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く期待されたもの。

## 9 調整結果の尊重(第1条の4第8項)

会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、調整の結果を尊重しなければならない。

解説) 調整が行われた場合は、長と教育委員会が合意した場合。双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。

調整のついていない事項については、尊重義務は生じないため、教育委員会及び長の執行権限に基づきそれぞれ判断する。

## 10 総合教育会議で定める事項(第1条の4第9項)

一項から第八項までに規定するもののほか、会議の運営に必要な事項は、**総合教育会議が定める**。

解説) 総合教育会議の運営に関し必要な事項としては、

- ・長による招集手続き
- ・協議題の提示及び決定方法
- ・総合教育会議の事務局を担当する部署
- ・議事録の作成及び公表に係る実施方法
- ・非公開とする議題についての指針等
- 長と教育委員会の協議の結果、双方の合意を持って決定

※安曇野市総合教育会議運営要綱により定める。

## II 安曇野市総合教育会議運営要綱について

### 〈基本的考え方〉

総合教育会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第1条の4により、設置・構成・地方公共団体の長が招集すること等が定められており、第9項規定により運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定めるとされている。

このため、法で定めのない事項を中心に運営に関する要綱とする。

### 安曇野市総合教育会議運営要綱(案)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第9項の規定により、安曇野市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく当該通知に係る事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

#### (会議)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

#### (会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、その旨を公表するものとする。

#### (議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項に規定する議事録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者(傍聴人を除く。)の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

#### (庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

### III 協議事項

#### 1 教育に関する「大綱」について

法第1条の3により、「地方自体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針(教育振興計画)を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定める。」とされています。

なお、大綱では「目標や施策の根本となる方針を定めるもの」であり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。

○対象とする期間 4年～5年程度

○主たる記載事項の例

学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算化や条例等の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針

##### (1) 安曇野市における教育に関する諸計画について

○安曇野市総合計画 基本構想 後期基本計画 [平成25年度～平成29年度]

第2章 穏やかに暮らせるまちの形成

第3節 安心を支えるまち 1 子育て支援の充実

第3章 人と文化を育むまちの形成

第1節 郷土を担う人を育むまち 1 学校教育の充実 2 青少年の健全育成

第2節 生涯を通じて学びあうまち 1 生涯学習の推進 2 スポーツ活動の推進

第3節 文化を学び育むまち 1 芸術文化活動の推進

○教育基本計画 ○文化振興計画 ○生涯学習推進計画 ○図書館基本計画

○人権・啓発推進計画 ○学校給食理念(目標)

○子ども・子育て支援事業計画

##### (2) 大綱策定にあたっての基本方針

安曇野市の教育(教育基本計画)を基本として、平成27年度中に定めるものとします。

なお、教育基本計画の実施期間が、平成28年3月までとしていることから、大綱の策定とあわせ見直しを行うこととします。

○安曇野市の教育(教育基本計画抜粋)

〈教育指針〉

「北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りを持ち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。」

1 学校教育

○心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育～高い志を持って努力する子どもたちに

2 家庭教育

○深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育

○愛情としつけを通して幼児の成長のもっとも基礎となる心の基盤を形成する家庭教育

### 3 幼児教育

○社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児教育

### 4 生涯学習

○共に学びあいながら生きがいを深める社会教育(生涯学習)

### 5 スポーツ振興

○あらゆる人々が心身の健康を保ち豊かな人生を送ることができる生涯スポーツの振興

### 6 文化振興

○伝統文化の継承と芸術の普及をめざす芸術・文化振興

### 7 図書館

○多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

### 8 教育を推進するための基本姿勢

○この計画を着実に推進するために、次のことを重視して取り組みます。

- (1) 計画推進と教育による「まちづくり」
- (2) 教育にかかる多様な主体との協働
- (3) 適切な評価・点検による実効性の確保
- (4) 計画の見直し

〈参考〉松本市・飯田市— 教育振興計画を大綱として定めています。

長野市— 長野市教育大綱 一明日を拓く深く豊かな人間性の実現一

長野市は 市民の皆様とともに 広い視野から 思いやりの心を育み

自律心や豊かな情操 創造力を養い 自然と文化あふれる郷土に 誇りを抱き

明日を拓くための 深く豊かな人間性の実現をめざします

(昭和 62 年 5 月制定 平成 23 年 12 月改定)

## 2 教育に関する懇談

## 3 その他

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

## 概 要

### 1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）  
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

### 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講すべき施策、緊急の場合に講すべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

### 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

### 4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
  - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

## 施 行 期 日

平成27年4月1日

# Q&A

Q 1 来年4月1日に、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」が任命されるのですか？

施行日の平成27年4月1日において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、又は自ら退任するまでの間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の委員長が併存することとなります。

旧委員長（非常勤）については、旧教育長の任期が満了した時点、又は退任した時点で、委員長としては失職しますが、委員としての任期が残っている間は、引き続き委員として在職することになります。

Q 2 常勤の教育委員会議の主宰者はいますが、レイマンコントロールの考え方方は変わらないのですか？

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外は、非常勤の委員で構成する委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりです。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方には変わっていません。

そのため、教育委員の資質・能力の向上は重要であり、人選の工夫や研修の充実等が期待されるところです。

Q 3 新制度では、いじめによる自殺事業等にどのように対応することになるのですか？

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することになります。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会議の招集が可能になります。なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することになります。

Q 4 総合教育会議によって、首長が教育行政の方針を定めることになるのですか？

総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが期待されています。

なお、会議において調整がついた事項については、それぞれその結果を尊重して事務を執行することになります。

Q 5 総合教育会議では、教育委員会の所掌する事務のうち、予算や条例提案など首長の権限に関する事項についてのみ協議されるのですか？また、大綱には、首長の権限に関する事項についてのみ記載されるのですか？

総合教育会議では、予算や条例提案等のみの権限に属する事項について、協議を行います。また、教育委員会のみの権限について、協議を行います。なお、採択すべき教科書や個別の教職員人事についても協議（＝自由な意見交換）を行いますが、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の協議題として取り上げるべきではありません。

また、大綱は、予算や条例提案等の権限について記載することができますが中心となると規定していますが、例えば、首長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針、教職員の人事異動の基準等についても、教育委員会が適切と判断して、首長が記載することも考えられます。

なお、大綱は、首長が定めるものとされており、首長と教育委員会で調整がついた事項について尊重義務が生じます。

Q 6 大綱は、毎年策定するのですか？地方の教育振興基本計画や、自治体の総合計画で、教育行政の方針が示されている場合にも、別途、大綱を策定する必要がありますか？

大綱が対象とする期間について、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度のものとして定めることを想定しています。

また、地方公共団体において、教育振興基本計画を定める場合には、その中の施設の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当する位置づけることができるものであり、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はありません。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 法律の一部を改正する法律 (概要)

平成27年  
4月1日  
施行

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国との関与の見直しを図る。

POINT①  
教育長  
教育委員長と教育長を一本化した  
教育委員長と「新「教育長」の設置

POINT②  
教育委員会  
教育長へのチェック機能の強化と  
会議の透明化  
教育に関する「大綱」を  
首長が策定

POINT③  
総合教育会議  
すべての地方公共団体に  
「総合教育会議」を設置

POINT④  
大綱  
教育に関する「大綱」を  
首長が策定



# 教育委員会制度、こう変わる

- ▶ 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- ▶ 教育委員会の審議が形骸化している
- ▶ いじめ等の問題に対し必ずしも迅速に対応できない
- ▶ 地域住民の民意が十分に反映されない
- ▶ 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせることになる必要がある

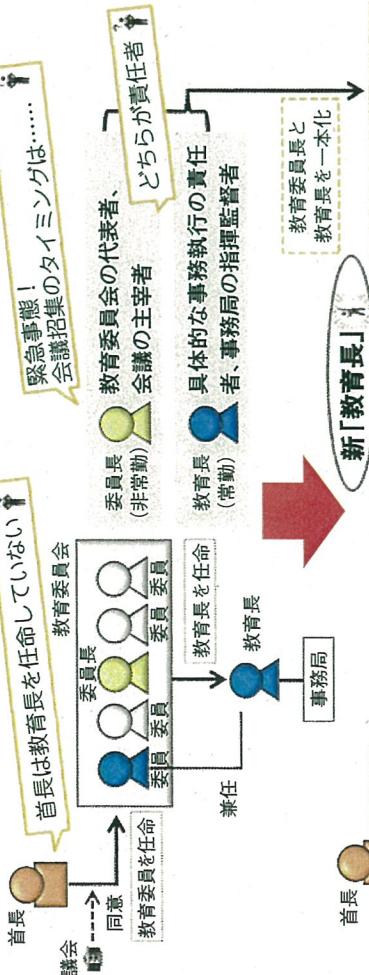
## 教育委員会の改革

- ▶ 教育行政における責任体制の明確化
- ▶ 教育委員会の審議の活性化
- ▶ 迅速な危機管理体制の構築
- ▶ 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- ▶ いじめによる自殺等が起きた後ににおいても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

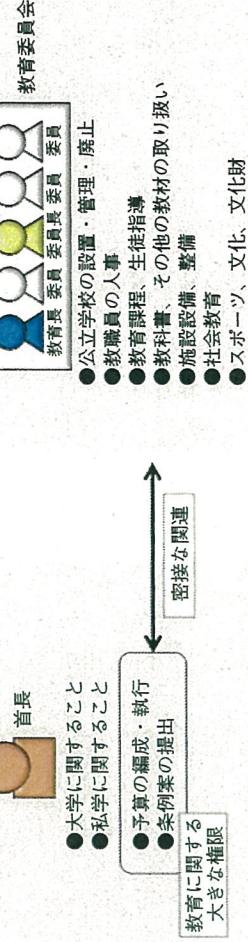
- ◆ 政治的中立性の確保
- ◆ 教育委員会は、引き継ぎ、執行機関
- ◆ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な実行権限は教育委員会に留保されている。

## POINT① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

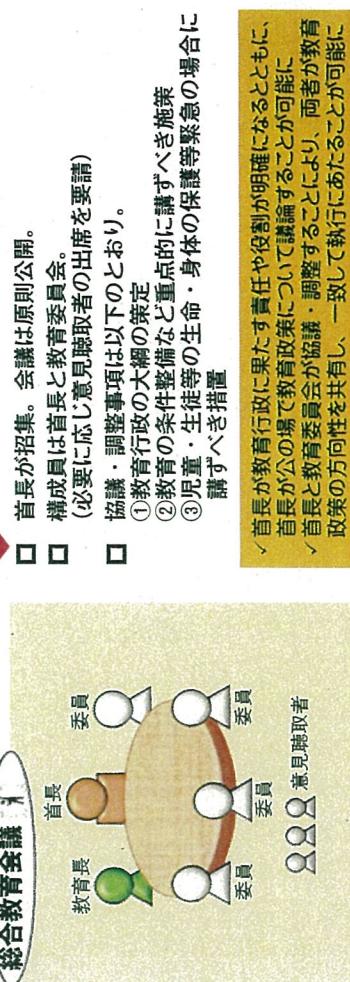
### POINT③ 総合教育会議



予算の権限を持つ首長はどう考えているのかな?



予算の権限を持つ首長はどう考えているのかな?



予算の権限を持つ首長はどう考えているのかな?

- ✓ 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議事項は以下のとおり。
  - ① 教育行政の大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 员童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に。
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に。

## POINT④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

### POINT⑤ 大綱

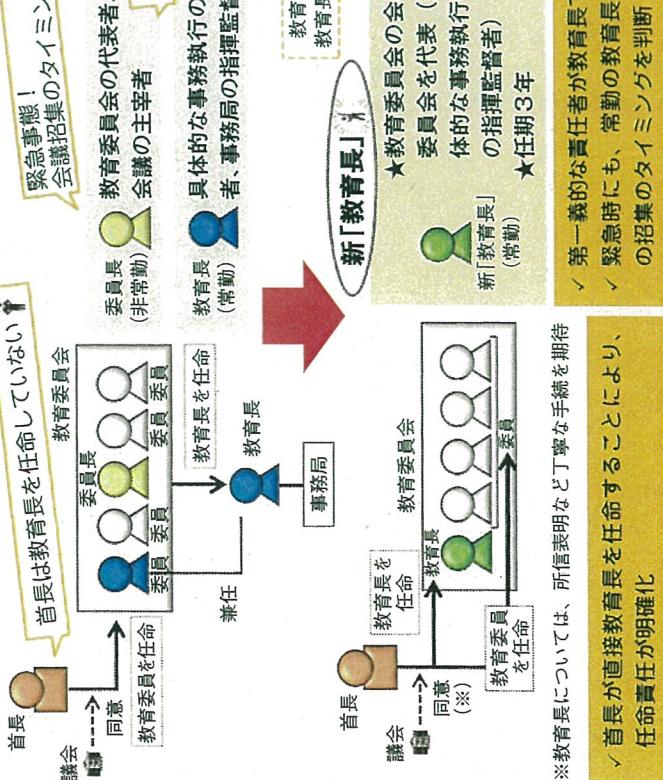
- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

## POINT② 教育委員会

### POINT⑥ 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

#### POINT⑦ 教育委員会の審議の活性化



第一義的な責任者が教育長であることが明確に

- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

- ✓ 教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待
- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

## POINT⑧ 教育長によるチェック機能の強化のため、会議の透明化の実現。

### POINT⑨ 教育委員会の審議の活性化

- 新「教育長」の判断によるチェック機能の強化のため、教育委員によるチェック機能の強化のため、
- 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委託された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。

## POINT⑩ 教育に関する「大綱」を首長が策定

### POINT⑪ 大綱

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参照して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

## II 教育への取り組みと財政

### 1 教育方針「安曇野市の教育」

「安曇野市の教育（教育基本計画）」（以下本計画）は、教育指針に従い、各領域の到達目標を「教育目標」として定め、それぞれの教育目標達成のために行う具体的行為を「行動計画」として掲げました。

本計画の実施期間は、施行から平成28年3月31日までとし、以後は教育目標の達成度および社会情勢の変化等を考慮し、見直すものとします。

#### 教育指針

「北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りをもち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。」

#### <教育指針の解説>

安曇野市の最大の特長は、北アルプスと筑摩山地に囲まれた安曇野の広大な田園と、その中で生活する人々が、縄文時代からの長い歴史の中で培われた伝統文化と優れた芸術を生み出した地方都市であることです。

安曇野市の教育においては、幼児期から高齢期まであらゆる年代において、安曇野の最大の特長を理解し、誇りをもつことができる市民に育つことを大目標に、生涯にわたり積極的な教育活動を展開します。

「豊かな自然」とは、北アルプスの裾野に広がる里山と、それに続く人々が生活している田園やわさび畑を指します。また、「向き合う」とは、このことを理解し大切に考え行動することを意味します。

「先人」とは、有史以来安曇野で生活したあらゆる人々を指し、「歴史」とは安曇野の古代より現代までの郷土に残る史実や言い伝え（伝説）をいい、「文化」とは安曇野の祭などの伝統芸能、道祖神や神社仏閣などの史跡、芸術文化を収めた美術館、博物館、記念館など、安曇野にある有形無形の遺産を指します。

「学ぶとともに誇りをもつ」とは、さまざまな学習活動の中で安曇野を知り、そこで育ち生活することに誇りをもつことを言います。また、「明日を切り拓く」とは、安曇野で教育を受けた市民の活動が、安曇野市の将来の繁栄と市民一人ひとりの明るい未来を創ることを意味し、「たくましい力と思いやり」とは、健全な精神をもちお互いを理解できる市民の高い資質を意味します。

さらに、「心ゆたかな国際的な市民」とは、日常生活や仕事の場面において、文化の異なる海外の人々とも交流ができる教養を備えた、幅広い人間性をもつ人を意味します。

「安曇野市の教育」は、全ての市民がこれらの目標に向かっていつでも進むことができる教育環境をつくり、推進します。

## 1 学校教育

- 心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育～高い志を持って努力する子どもたちに～

### 教育目標

安曇野市では、子どもたちの育成環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、地域の人々をいつでも温かくお迎えできる、開かれた特色ある学校づくりを目指します。学校教育を支援するため、地域と一体となって連携体制の構築を図り、多様な形態の教員支援を行なながら、教員が子どもと向き合う時間の充実を図ります。さらに、子ども達に大人との関わりを通じ、学習指導要領の理念である「生きる力」を育むために以下の施策を展開します。

- ◇基礎・基本を確実に身につけ、どのように社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。
- ◇自らを律しつつ、他人と協調し、人への思いやりと感動する心をもった豊かな人間性を育成する。
- ◇たくましく生きるための健康や体力を増進する。
- ◇学習指導要領の理念実現のために必要で充分な授業時間数を確保する。

### 行動計画

#### 〔小中学校共通の行動計画〕

##### (1) 基礎学力向上のための指導の充実

- ①少人数学級や小集団学習の推進
- ②情報機器を活用した教育の推進

##### (2) 学ぶ姿勢・態度を育成するための指導の充実

- ①総合的な学習の時間の充実
- ②全領域の学習における学ぶ態度の育成
- ③地域の人たちがもつ優れた技能・知識と学校教育の連携強化
- ④キャリア教育の推進

##### (3) 特色ある学校づくりの推進

- ①地域に開かれた学校づくりの推進
- ②児童生徒が、高い志を持ち、共に学び合う学校づくりの推進

##### (4) 英語教育の実践と強化

- ①ALTを活用した英語教育の強化と実践
- ②海外の生活習慣・文化を知る国際理解教育の推進

##### (5) 児童・生徒の就学支援活動の推進

- ①学校支援地域本部事業の展開による学習支援、子ども安全対策等学校支援プログラムへの支援活動の推進
- ②特別支援教育の充実
- ③障がいをもつ生徒・児童の就学支援活動の推進
- ④中間教室の活用と充実
- ⑤教育相談の活用と充実
- ⑥適応指導による適切な就学への支援

- ⑦いじめ・不登校への支援
- ⑧学校教育指導員・心の相談員の配置
- ⑨就学相談委員会の充実
- (6) 食育の推進による児童・生徒の育成
  - ①地産地消の推進
  - ②食文化の伝統伝承
  - ③食農教育の推進などによる食を考える教育の推進
- (7) 学校、家庭、地域との連携による教育体制の充実
  - ①地域教育協議会による学校評価や学校自己評価の活用
  - ②家庭学習の手引きの活用と自ら学ぶ態度の形成
- (8) 子どもの安全確保策の充実
  - ①子どもを守る安心の家、子ども安全パトロール隊の充実
  - ②青パト巡回による安全の確保体験活動の推進
  - ③地域子どもの安全を守る関係団体連絡会の推進
- (9) 防災活動拠点としての学校のあり方の検討
  - ①防災教育の推進
  - ②状況に応じた避難訓練の実施
  - ③学校備蓄品の確保

#### [小学校教育の行動計画]

- (1) 児童の育成
  - ①学校内外の生活体験に基づき、人と人との相互関係を正しく理解し協同できる、自主・自律の精神を養うこと
  - ②郷土の伝統・文化に進んで係わり、正しく理解すること
  - ③進んで国際協調の精神を養うこと
  - ④生活を営む上で必要な衣、食、住について理解し、基礎的な技能を養うこと
  - ⑤国語を、正しく理解し使用する能力を養うこと
  - ⑥数と量との関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと
  - ⑦自然現象を観察し、科学的に処理する能力を養うこと
  - ⑧健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること
  - ⑨日常生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸について理解し、基礎的な技能を養うこと

#### [中学校教育の行動計画]

- (1) 生徒の育成
  - ①小学校における教育目標を発展させ、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと
  - ②社会に必要な職業について、基礎的な知識と技能、勤労を重んずる精神および個性に応じて将来の進路を選択できる能力を養うこと
  - ③学校内外における社会的活動に関わり、その活動を正しく導き、公正な判断力を養うこと
- (2) 市内高校との連携・支援
  - ①生徒数の減少や都市集中化で定数割れの心配があるため、中学高校間の交流や職員間の連携による理解と協力の関係を構築する。

②地元高校への地域交流を通して、高等学校への関心を深める。

## 2 家庭教育

- 深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育
- 愛情としつけを通して幼児の成長のもっとも基礎となる心の基盤を形成する家庭教育

### 教育目標

次世代、郷土安曇野を担う人づくりと人間性豊かな、社会性のある子どもを育てる

### 行動計画

- (1) 家庭教育を充実するために保護者への支援
  - ①子育て関係者・子育てのための学習機会の提供
  - ②子育てに関する情報提供

## 3 幼児教育

- 社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児教育

### 教育目標

ふるさと安曇野の良さを知り、未来に夢をひろげ、思いやりのあるたくましく生きる子どもを育てる

### 行動計画

- (1) 幼児の育成
  - ①主体性・創造性を持った子ども
  - ②体・心・知恵のバランスがとれている子ども
  - ③群れて元気に遊ぶ子ども
  - ④思いやりのある子ども
  - ⑤安曇野の文化・自然の中に自ら浸りこんでいける子ども
- (2) 一貫性のある幼児の教育体制を構築
  - ①幼保連携
  - ②幼児教育の必要性の発信
  - ③子育て相談・支援
- (3) 教育関連施設の充実

## 4 生涯学習

- 共に学びあいながら生きがいを深める社会教育（生涯学習）

### 教育目標

だれでも、いつでも気軽に学べるまちづくりと「学び」の成果が活かされるまちづくり

### 行動計画

- (1) 放課後子ども教室など公的施設を活用しての子どもどうしや異年齢間交流の実践
- (2) 自然体験を通じた、「生きる力」を育む学習環境づくり
- (3) 市民大学講座を中心とした、教養に関する多種多様な学習機会の創出
- (4) 安曇野検定及び安曇野検定準備講座開催による安曇野市を学ぶ機会の充実
- (5) 公民館活動における地域内の交流や、地域間交流の機会の充実
  - ①公民館における環境学習の推進

- ②健康維持・増進のための、公民館健康づくり教室等の開催
  - ③各区、各地区公民館を中心とした防災学習会の推進
  - ④多様化する学習ニーズに対応した事業展開を図るための公民館職員の研修の充実
  - ⑤地区公民館活動活性化による市民協働意識の高揚
  - ⑥公民館活動における伝統芸能・技能の掘り起こしと伝承者の発掘
- (6) 各種スポーツ教室、サークル活動等高齢者の生きがいづくりと健康増進のための学習機会の充実
- (7) 人権教育推進指導員、推進委員を中心とした各地区人権学習の推進と、企業人権教育推進協議会による企業内人権学習の推進
- (8) 男女共同参画に関する意識の高揚促進
- (9) 地域の芸術文化協会の育成及び芸術文化愛好者の組織化と合同事業の展開
- (10) 国際交流を行う各種団体との連携強化と、国際理解を深めるための講座展開
- (11) 情報化に対応したパソコン教室等の開催と、パソコン、携帯電話等情報機器利用におけるルールとマナー、安全な利用方法の学習の推進
- (12) 広報誌、公民館報、インターネットを活用した学習情報の提供促進
- (13) 行政部局、NPO等で行われている生涯学習情報のネットワーク化促進
- (14) ボランティア活動、リーダーバンク制度の活用による学びの成果が活かされる場の充実
- (15) 放課後子ども教室や放課後児童クラブ、地区の子ども会などにおいて、地域の大人が社会性を伝える取り組み

## 5 スポーツ振興

- あらゆる人々が心身の健康を保ち豊かな人生を送ることができる生涯スポーツの振興
- 教育目標**
- スポーツ活動を通じ、市民の健康維持と増進、つながりを深めることにより、健康的で明るく元気な社会を構築する

**行動計画**

- (1) 生涯スポーツの推進
  - ①子どもスポーツ活動の推進
  - ②いつでも、だれでもが気軽に参加できるスポーツ教室、スポーツイベントを開催し、健康・体力づくりの推進を図る。
  - ③スポーツに親しむための情報サービスの向上
- (2) スポーツ施設の整備と有効活用
  - ①公共スポーツ施設の整備・充実
  - ②自然を生かしたスポーツ環境づくり
- (3) 競技スポーツの振興と指導者の育成
  - ①選手の育成・支援
  - ②高い技術に触れる機会の充実や指導者の育成と指導体制の活性化
- (4) 高齢者・障がい者スポーツの推進
  - ①高齢者・障がい者スポーツ活動の支援
- (5) スポーツを通じたコミュニティづくり

- ①総合型地域スポーツクラブの育成支援
- ②スポーツを通じた交流の充実やスポーツボランティア活動の推進

## 6 文化振興

- 伝統文化の継承と芸術の普及をめざす芸術・文化振興

### 教育目標

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを継承・保存し、それらを活用して創造的な芸術文化活動の活性化を図る

### 行動計画

- (1) 安曇野の自然や文化の次世代への継承
  - ①自然環境の継承と共生の推進
  - ②歴史的・文化的遺産の継承推進
  - ③文化的景観保存への働きかけと歴史的建造物・まちなみの保存推進
- (2) 安曇野の文化を次世代に伝承
  - ①先人・文化人の顕彰と美術作品、学術資料の計画的な収集促進
  - ②郷土芸能や衣食住文化の保存・継承推進
  - ③学校における芸術文化教育の充実と地域文化に関わる人材育成・世代間交流の促進
- (3) 安曇野の文化の積極的開示と展示
  - ①基幹美術館・博物館の整備、芸術文化施設の整備・充実促進
  - ②既存公共施設を有効活用による文書館・考古館などの確保策の検討と設置
  - ③芸術文化施設の特色ある事業運営促進と各文化施設のネットワーク構築と活用
  - ④市民の芸術鑑賞機会の拡充と市民活動の発表の場の提供・育成支援の推進
- (4) 安曇野の文化財の保護と活用
  - ①有形・無形の文化財の保護保存と活用促進
  - ②遺跡・史跡の発掘・調査・研究・保護と発掘調査成果の活用促進
  - ③安曇野市内に残る古文書などの歴史資料や旧役場時代の歴史的公文書の保存・活用推進
  - ④民俗資料の保存・活用促進
  - ⑤資料の早期デジタル化を進め、デジタルアーカイブ構築を促進
- (5) 新しい安曇野の文化の育成
  - ①芸術文化団体との連携強化と市民協働による地域文化の高揚
  - ②観光振興との連携や文化交流事業の促進
  - ③安曇野文化財団と連携した事業推進

## 7 図書館

- 多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

### 教育目標

市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」「情報のセンター」「文化センター」として、生涯学習を進める上で市民の要望に応える図書館の確立

### 行動計画

- (1) 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供

- (2) さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実
- ①個人やグループが気軽に学ぶことができる生涯学習の拠点として図書館が果たすべき基本的サービスの一層の充実
  - ②市民の余暇活動を支援する体制の確立
- (3) 「地域の教育力」を高める活動の推進
- ①子どもの多様な能力を伸ばすために学校や地域、家庭への学習支援
  - ②市民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報の収集と提供
- (4) 図書館利用に障がいのある人々への支援
- ①「図書館に来られない」「活字資料を読むことが困難」といった人々のための支援
  - ②容易かつ効率的に資料・情報を利用できるための整備・拡充
  - ③対面朗読、配本などのサービスの充実
- (5) 安曇野市の歴史文化の伝承
- ①地域文化の掘り起こしや継承のための郷土資料・情報の網羅的収集と保存
  - ②新しい文化の創造に役立つ郷土資料・情報の整理・活用
- (6) 市民の調査・研究支援体制の強化援助
- ①情報活用アドバイザーとしてのレファレンス(相談・調査)サービスの支援援助
  - ②中央図書館と分館および他市町村図書館との連携強化による情報活用の充実
  - ③インターネット予約の推進

## 8 教育を推進するための基本姿勢

○ この計画を着実に推進するために、次のことを重視して取り組みます。

### (1) 計画推進と教育による「まちづくり」

教育を取り巻く状況は、近年一層厳しさを増しています。このような中で、質の高い教育を安定的かつ持続的に進めるためには、変化を恐れず、常に成果を検証・共有し改善につなげていく姿勢が求められます。

このため、教育の主役が市民であることを自覚し、市民一人ひとりが、「まちづくり」の最大の基本が「教育による人づくり」であることを共有し、計画実現に取り組むよう努めます。

### (2) 教育にかかわる多様な主体との協働

安曇野市全体の教育力を高めるためには、市の行政のみならず、学校、保護者、地域、社会・文化・スポーツ等の諸施設、企業など社会を構成するすべての市民が、それぞれの役割と責任を自覚しこれを果たすとともに、お互いに連携し協力することが求められます。

また、困難な課題を抱える家庭には、行政がその役割を果たし支えていく配慮も必要になってきます。

このため教育にかかわる様々な情報を積極的に提供し、学校と地域、教育にかかわるあらゆる団体等との協働、連携を進めるコーディネーターの育成や、ネットワークの構築等、教育の環境整備にも努めていきます。

殊に、学校教育では、各学校において異なる実情や、児童生徒・保護者・地域住民等のニーズに応じた最適な教育がなされるよう教育現場における主体性、創意工夫を一層促す努力を進めます。

### （3）適切な評価・点検による実効性の確保

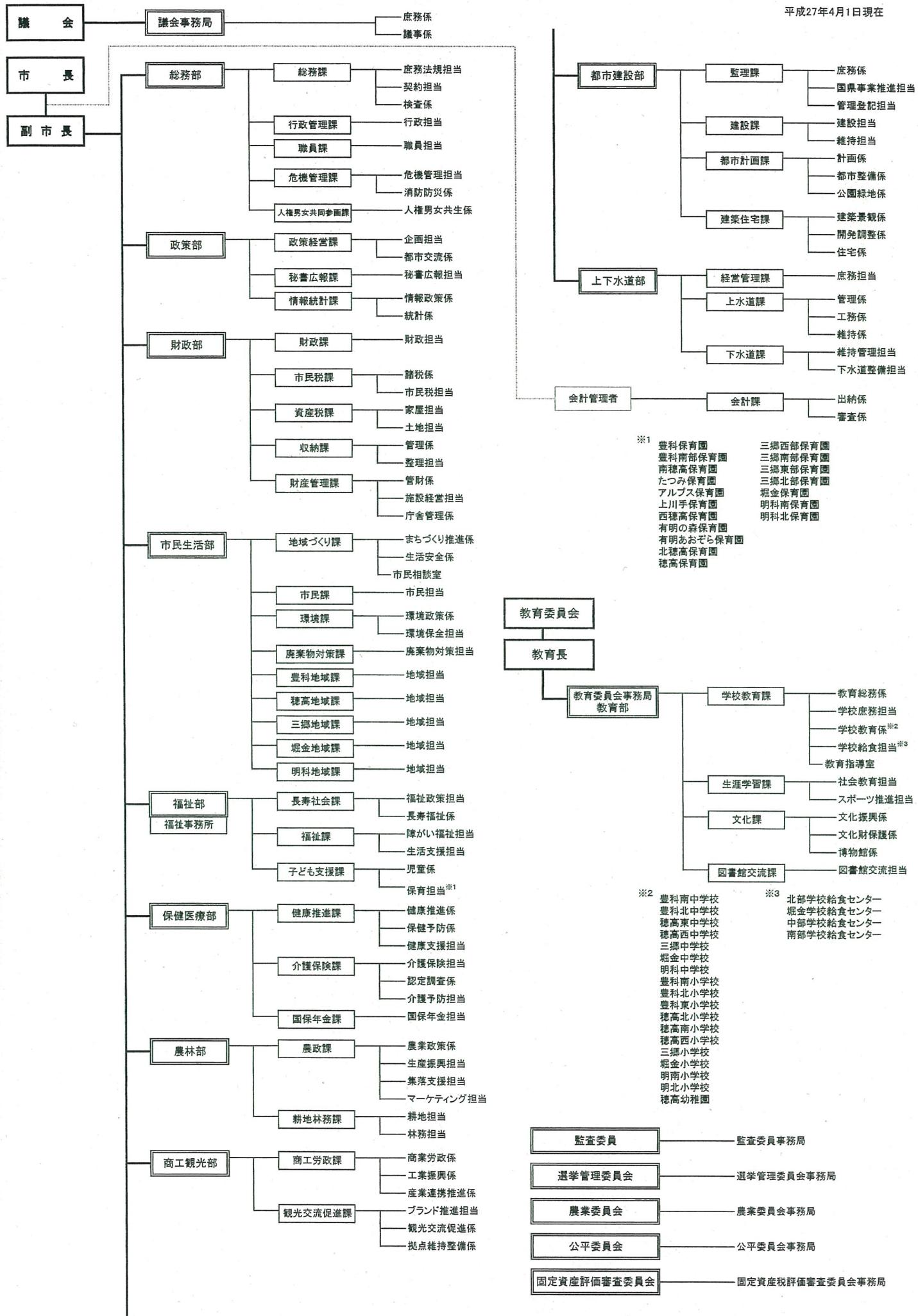
取り組みの着実な推進のために、計画の進捗状況を把握し、効果や課題を検証し、評価を行います。評価の結果は、市の広報やホームページ等により、市民に公表します。同時に広く市民の声を把握、集約、検討して主役である市民の声を反映できるよう努力し、計画の実効性を高めていきます。

### （4）計画の見直し

計画の実行過程で、大きな変化や必要が生じたときは、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しを行います。

# 安曇野市組織図

平成27年4月1日現在



## 平成 27 年度 部局の方針及び重点課題

部局名	教育部	部局長名	北條英明	職員人員 (人) 27.4.1 現在	正規職員	臨職等	計
					56	289	345

### 使命・役割

#### 部局が安曇野市民に果たすべき役割

総合計画において、「人と文化を育むまちの形成」の分野を担っています。生涯学習で総括される幅広い年齢層、事業分野を対象として、「郷土を担う人を育む」、「生涯を通じて学びあう」、「文化を学び育む」ことを基本方針とするまちづくりを目指して施策に取り組んでいきます。

### ビジョン

#### 部局が目指すべき役割

中長期的に持続可能なまちづくり「人と文化を育むまちの形成」

当該分野は、「ひとづくり」に関わる分野です。人と文化を育むため、地域資源の掘り起こしを進め、その有効な活用を推進するとともに、活動拠点の環境整備を進めます。

### 経営方針

#### ビジョン実行の方向性、進め方

##### 「協働」を基本に据えた行政運営

それぞれの分野が果たすべき役割を明確にして事業に取り組むとともに、すべての分野で市長部局及び市民との協働を念頭においていた事業運営を目指します。社会環境がめまぐるしく変化する現在においては、既存事業の継続性や妥当性の検証が不可欠です。限られた行政資源を有効に活用するために選択と集中を検討し、多くの市民と関わることによって事業の成果を確認しながら実践します。

### 重点事業

### 現状と課題

### 関係部署

1 教育に関する「大綱」の策定	1 新教育委員会制度のもと、市長と教育委員会による総合教育会議を年数回開催する。会議では諸課題について意見交換を行い、互いの理解を深め合う場とし、27年度中に教育に関する「大綱」の策定をおこなう。	総務部
2 スクールサポート事業の充実	2 地域全体で学校を支援するため、各校が求める多様な形態のスクールサポート事業を推進する。27年度は、県教育委員会が推進する「信州型コミュニティースクール」の実施に向け、生涯学習課や校長会とともに、学校・地域・家庭の連携体制の構築を検討していく。	
3 いじめ・不登校対策支援の充実	3 不登校対策推進チームの活動や、市の中間教室の運営を中心に、不登校、不適応傾向をもつ児童・生徒に関する保護者・教職員の連携を深め、個々に対する指導支援を講じる。「安曇野市いじめ防止等の基本方針」を27年度の一学期中に定め、すべての学校で、いじめの未然防止に取り組んでいく。	福祉部
4 非構造部材耐震化工事の実施	4 災害発生時の避難場所となる学校体育館等で、地震発生による天井材等の落下被害を防止するため、非構造部材の耐震化工事を26年度より実施している。27年度は4校の工事を行い、31年度までに工事を完了させる。	財政部
5 安曇野市公民館の指針の制定	5 安曇野市中央公民館と分館のあり方、また、地区公民館への支援の指針を制定し、豊科・穂高公民館の体制を決定する。規則改正による貸館業務の運用を統一化し、使用料等チェック体制の確立を図る。また、公民館使用料・減免基準の見直しを行う。	市民生活部

重点事業	現状と課題	関係部署
6 関連施設改修・整備等	<p>6 生涯学習課所管の関連施設の改修整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館関係: 豊科公民館耐震補強・大規模改修工事、三郷公民館改修、堀金公民館改修、堀金公民館講堂改修及び堀金公民館解体に向けた実施設計</li> <li>・スポーツ施設: 三郷体育館耐震診断、有明運動場トイレ整備工事、堀金総合体育館大規模改修工事、高家スポーツ広場駐車場整備工事他</li> <li>・公式スポーツ施設整備計画策定・推進については、市全体の公共施設再配置計画と整合を取りながら推進する。</li> <li>・体育施設の使用料・減免基準の見直しを行う。</li> </ul>	市民生活部 財政部
7 放課後子ども総合プラン事業の推進	7 学校施設等を活用した一体型の放課後子ども教室及び放課後児童クラブの実施体制作りを推進する。学校教育課事業の「放課後学習室」との連携を検討する。27年度は三郷児童館を建設する。	総務部・財政部 都市建設部 都市建設部 福祉部・財政部
8 生涯学習・文化活動の充実と市民との協働	8 市政施行10周年、新本庁舎開庁に合わせて、市民が充実した生涯学習、文化活動を展開できるよう市民との協働事業や催しの内容充実に努める。 (安曇野検定・子ども文化祭・1/2成人式・フィルムアーカイブ・夏の企画展「安曇野の伝統食」・美術館博物館無料開放等・図書館フェスタ・新進音楽家公開オーディション等)	商工観光部
9 埋蔵文化財の保護	9 穂高支所など、予定される開発行為に対応した遺跡発掘調査を計画的に進める。26年度に市関連事業で無届工事やそれによる遺跡破壊が相次いだことを受け、組織全体に法令順守と埋蔵文化財保護の意識を高めるための普及・啓発活動を積極的に行う。	全庁
10 新市立博物館構想の策定	10 新市立博物館構想策定の2年目。公共施設再配置計画とも調整をとりながら、市としての今後の美術館・博物館の具体的な在り方をまとめる。	総務部・財政部
11 三郷交流学習センター(図書館)の整備	11 図書館を核とした三郷交流学習センターについては、26年度末に実施設計業者が決まり、27年12月末予定で実施設計を進める。	財政部 市民生活部
12 図書館の整備	<p>12 堀金、三郷図書館の整備事業をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 堀金図書館については、27年度に支所及び公民館と合わせて整備工事を行い、計画どおりに開館に向けた準備を進める。</li> <li>② 三郷図書館については26年度末で休館をし、27年7月1日に、三郷文化公園体育館のラウンジを使用した仮設図書館の開館に向け準備を進めます。</li> </ul>	財政部 市民生活部
13 図書館(交流学習施設)の管理運営の検討	13 図書館(交流学習施設)の管理・運営には、専門的な知識を有する職員体制が必要であり、長期的に経験豊富な安定した職員体制を構築するためには、指定管理も視野に入れた運営体制の検討が必要になっている。27年度では様々な視点からの検討を行う。	総務部

## その他懸案事項

### 他部局と調整・検討が必要なこと等

- ・豊科と穂高公民館の体制については、市民生活部と十分な検討・調整が必要。
- ・放課後子どもプランの推進には学校現場との調整が必要。
- ・ハード事業に関しては、財政部と連携し、実施設計や整備工事の進捗など、計画に従い、予定通り事業を進めていく。
- ・公式スポーツ施設整備計画と新市立博物館構想については、公共施設再配置計画との調整・財政面の十分な検討が必要。